

第5

道路に係る防犯上の留意事項

1. 基本事項

- 道路の建設、改修及び市街地整備等に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、道路の利用特性、管理体制等を勘案しつつ、道路や沿道施設等の配置計画、基本設計等を検討する。
- 防犯性の向上に当たっては、交通安全の確保からの必要性や経済性等を総合的に判断した上で実施する。

(1) 計画地の条件、周辺地域の状況等の把握

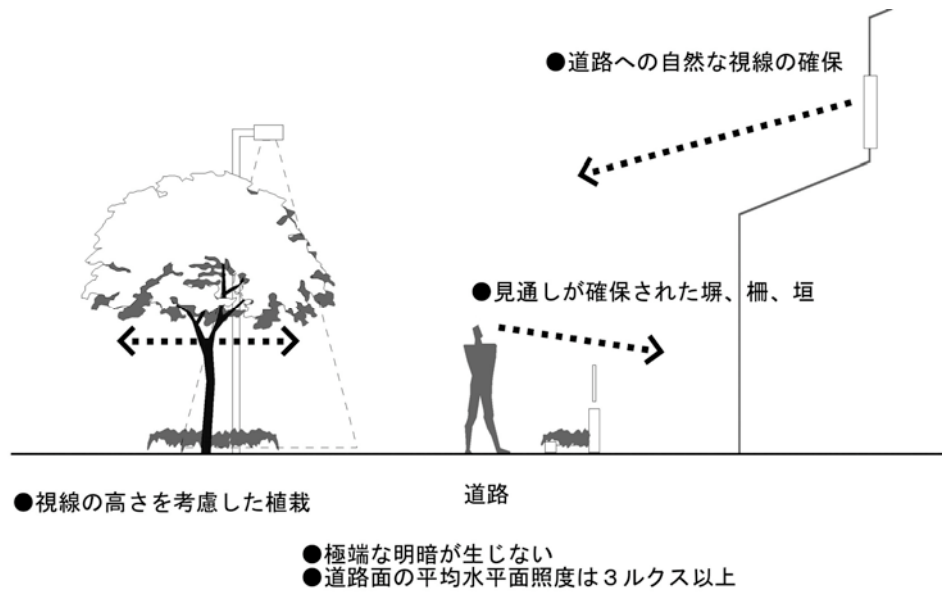
- 道路の建設、改修及び市街地整備等（区画整理事業、市街地再開発事業、道路の新設を伴う宅地開発、地区計画等）に当たっては、企画・計画の段階から防犯の視点を位置づけ、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握する。
- 計画地の条件や周辺地域の状況等の把握に当たっては、防犯の視点を重視し、周辺地域における土地利用、住宅の集積や規模、市街地としての成熟の度合い、交通の動線、夜間照明の状況、地域コミュニティの活動等から、防犯に係る状況や特性を把握する。
- 必要に応じて、警察等の協力を得て、周辺地域における犯罪発生状況や犯罪特性、動向等を把握する。ただし、その場合には、被害者のプライバシーに十分に配慮する必要がある。

(2) 防犯性向上の基本方針の検討

- 道路や沿道施設等の配置計画や基本設計等の検討に当たっては、基本原則を踏まえた上で、道路の利用特性、植栽や照明等の管理体制等を勘案しつつ、当該道路における防犯性向上の基本方針を検討する。
- 道路においては、周囲からの見通しと照明の確保（監視性の確保）が防犯上重要であり、そのことに留意して沿道施設を含め道路空間のあり方について検討する必要がある。
- 道路空間の適切な維持管理や道路を介したコミュニティ形成が促進されるよう留意することも防犯上重要であり、道路の植栽や屋外照明等の適切な維持管理のあり方を含めて検討する必要がある。
- また、地下横断歩道や高架下の道路等（以下「地下道等」という。）、構造上周圍からの見通しが確保できない道路においては、緊急通報装置等の効果的な設備の活用等を検討することも必要である。

(3) 総合的な観点からの実施

- 道路の計画・設計に当たっては、事故や災害に伴う安全性の確保や景観の形成、経済性等を総合的に判断した上で実施する必要がある。



道路の計画・設計に係る配慮事項（例示）

2. 見通しの確保

道路は、植栽等に配慮し、路上及び沿道施設等からの見通しが確保されたものとする。

(1) 路上における見通しの確保

- 路上における見通しを確保することは、交通安全に加え防犯上も有効であることから、道路構造物や道路付属物等の設計、道路占有物及び植栽の設置等に当たっては、周囲からの見通しを確保することに留意する。

(2) 植栽に係る見通しの確保

①植栽の樹種と配置

- 道路の植栽については、通行人や周辺住民等からの視線の高さを考慮して樹種を選定し、配置する。また、道路灯、防犯灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

②植栽の繁茂の管理

- 道路の植栽については、枝葉が繁茂して、周囲からの見通しや照明の確保を妨げないように、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行うことが望ましい。

(3) 沿道施設等からの見通しと自然な視線の確保

①道路に面した塀、柵又は垣等

- 道路に面して塀、柵又は垣等を設置する場合には、相互に見通しが確保されるような構造、高さにする。特に、次の場合には十分に留意することが重要である。

イ 公共建築、学校、工場、共同住宅等の大規模施設の場合

ロ 道路と敷地に高低差がある場合

ハ 工事中に仮囲い等を設置する場合



工事中の仮囲いにおける見通しの確保

②住宅、店舗からの自然な視線の確保

- 住宅については、道路に対して居住者の自然な視線が確保されるように、道路に面した位置に居室の窓を配置することが望ましい。店舗についても、内外の見通しが確保されるようにすることが望ましい。空き店舗対策は、商店街の活性化に加えて防犯上も有効である。

3. 照明の確保

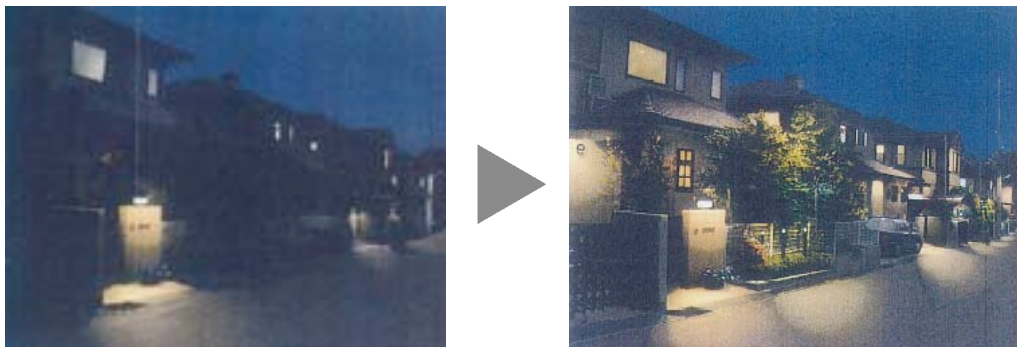
道路の照明は、夜間の利用状況や光害に留意しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。

(1) 路上における照明の確保

- 夜間において人の行動を視認できるように、夜間等の時間帯による利用状況や光害に留意しつつ、道路灯、街路灯、防犯灯等を適切に組み合わせ、極端な明暗が生じないように必要な照度（概ね3ルクス以上の平均水平面照度）を連続して確保できるものとする。
- また、植栽によって照明の確保が妨げられないように留意するとともに、灯具の汚れやランプ自身の光束低下による照度の低下に留意する。

(2) 沿道施設による照明の確保

- 公園等の周囲の道路にあつては、公園灯の設置状況等に応じ、夜間において人の行動を視認できる程度の照度（概ね3ルクス以上の平均水平面照度）を確保できるものとする。
- 路上が暗い場合で、道路灯や防犯灯等の増設が困難な場合には、沿道住民の理解と協力を得て、門灯や玄関灯等を活用することが望ましい。



部屋の灯りや玄関灯等の点灯時間に係る住民協定の締結

4. 犯罪企図者の接近の制御

通学路や住宅地の道路等は、交通安全等の観点から必要な範囲において、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置が講じられたものとするのが望ましい。

(1) 通学路等における接近の制御

- 犯罪企図者がオートバイや自動車等により歩行者に接近して犯行するひったくり等の路上犯罪については、交通安全の観点から必要な範囲において歩道や植栽、防護柵等を設置することにより、犯罪企図者の接近を制御することが有効とされている。

(2) 通過交通の抑制による接近の制御

- 学校の周辺市街地や住宅地等における交通量や速度の抑制は、犯罪企図者の動きを限定し、接近や逃走を妨げる上で有効であり、適切な維持管理やコミュニティ形成の促進にも寄与すると考えられている。



イメージハンプの設置による
通過交通の抑制

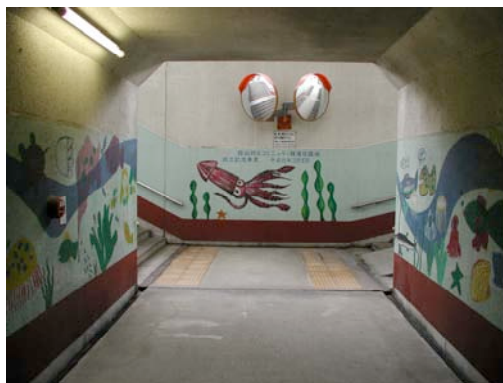


住宅地内に歩行者専用の緑道
を設置した例

5. 地下道等

地下横断歩道や高架下の道路等、構造上周囲からの見通しが確保しにくい道路は、カーブミラーや緊急通報装置等が設置されていることが望ましい。

- 地下道等、構造上周囲からの見通しが確保できない道路においては、カーブミラーの設置等の見通しを補完する対策が講じられていることが望ましい。
- また、緊急時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴できるように、防犯ベル、防犯ブザー、赤色回転灯等の緊急通報装置が設置されていることが望ましい。
- エレベーターを設置する場合は、第4-4のエレベーターの項を参照し、必要な措置が講じられたものとする。



地下横断歩道におけるカーブミラー等の設置事例



地下横断歩道の出入口における赤色回転灯の設置事例